

フィリピン 投資の概要

In everything we do, we nurture leaders
and enable businesses for a better Philippines.

#SGVforABetterPhilippines



SGV

Building a better
working world

目次

メッセージ.....	1
フィリピンの概要.....	3
経済概況.....	7
税制.....	11
フィリピンでのビジネスの立ち上げ.....	15
フィリピン入国管理.....	17
投資政策と優遇措置.....	19
連絡先.....	28





貿易産業省長官からのメッセージ



MESSAGE

On behalf of the Department of Trade and Industry (DTI), we would like to extend our warmest greetings and congratulations to SGV & Co. as they publish *Doing Business in the Philippines 2022*.

The Department of Trade and Industry, as the regulatory arm of the Philippine government in areas such as trade, industry, and investment promotion, aims to support economic growth and job generation. In pursuit of these objectives, bringing in Foreign Direct Investments (FDI) serves as one of our key priorities, as the country builds back better amid the economic impacts brought by COVID-19.

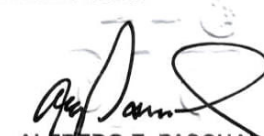
Over the next six years, DTI will focus on key priorities aligned with the policy thrusts of the Marcos administration such as: (1) Upgrading, upskilling, and upsizing micro, small, and medium enterprises (MSMEs); (2) Fostering digital transformation and innovation for competitiveness; (3) Promoting and supporting regional development; (4) Ensuring the availability of affordable food; (5) Reconfiguring Philippine export sectors into industry clusters; (6) Improving ease of doing business in the country; (7) Creating an enabling environment that will attract investments and expand the market access of Philippine exports; (8) Empowering and securing the rights of consumers; and (9) Transforming DTI into an agile organization that is responsive to the needs of the Filipino people.

As we further strive to be a top investment destination in Asia, improving the country's attractiveness and competitiveness remains a top priority. It is imperative that we strengthen the implementation of initiatives that will promote and advance the ease of doing business in the country. In the 2022 World Competitiveness Yearbook, the Philippines' ranking climbed to 48th from 52nd in the previous year. This is reflective of the government's continuous efforts to enhance the country's capabilities. However, more needs to be done as we begin a new era and face new challenges.

SGV's *Doing Business in the Philippines 2022* publication presents itself as a timely and relevant resource that significantly highlights the country's economic outlook, as we work on re-stimulating the domestic economy and building investors' confidence.

DTI looks forward to continued partnership with SGV & Co. We are confident that you will remain faithful to your mission to assist and support potential investors planning to expand operations in the Philippines. Let us continue working together for a resilient, inclusive, and brighter post-pandemic future.

Mabuhay po kayo!


ALFREDO E. PASCUAL
Secretary



フェルディナンド R. マルコス Jr 大統領からのメッセージ



MALACAÑAN PALACE
MANILA

MESSAGE

My warmest greetings to the readers of the latest edition of **SGV & Co.**'s yearly publication, "**Doing Business in the Philippines**."

After overcoming the brunt of the pandemic, the country is left with the challenge of pursuing projects, policies, and reforms that focus on reviving our economy and, more importantly, our Micro, Small, and Medium Enterprises. Restoring business confidence in the country, especially in the sectors that have been most affected these past few years, is crucial as we strive to sustain the upward trajectory of our economy.

This publication features, among others, the path that the government has carved out to lead our nation's economic recovery in the coming years. Through the collaborations and dialogues that will arise therefrom, I anticipate better and more inclusive ways of doing business that will not only result in progress but also resilience for whatever challenges that may come our way.

The days to come will constantly remind us of the need to remain competitive, creative, and purposeful for our ventures to prosper. Rest assured that this administration will not stop creating a community and environment where all are free to invest in their passions as well as profit from them.

Allow me, therefore, to welcome everyone to do business in the Philippines, and let us look forward to the better, brighter, and more innovative future that we will make together.

Maraming salamat po at mabuhay tayong lahat!


FERDINAND R. MARCOS JR.

フィリピンの概要

地域別上位産業と2021年地域内総生産 (GRDP)

リージョン I
イロコス地方
タバコとマンゴーの一大生産地
GRDP: 6,086億ペソ

CAR
コルディリエラ行政地域
金属・非金属の埋蔵
GRDP: 3,106億ペソ

リージョン II
カガヤンバレー地方
トウモロコシの一大生産地
GRDP: 3,899億ペソ

リージョン III
中部ルソン地方
国際的な船舶輸送拠点
GRDP: 2兆208億ペソ

リージョン IV-A
カラバロン地方
フィリピン自動車産業の中心地
GRDP: 2兆7,283億ペソ

リージョン IV-B
ミマロパ地方
米、ココナッツ、大理石の採掘
GRDP: 3,697億ペソ

リージョン V
ピコール地方
ピリナッツ、ココナッツ、アバカ、バナナ、コーヒー、ジャックフルーツ
GRDP: 5,401億ペソ

NCR
マニラ首都圏
化学品、繊維、衣料、電子製品、食品、飲料などの工業関連製品
GRDP: 5兆8,453億ペソ

リージョン VI
西部ビサヤ地方
食肉加工業、製紙関連家内産業
GRDP: 8,741億ペソ

リージョン VII
中部ビサヤ地方
フットウェア、ICT・IT関連サービス
GRDP: 1兆1,958億ペソ

リージョン VIII
東部ビサヤ地方
海産物、鉱物資源を含む森林保護区
GRDP: 4,610億ペソ

リージョン IX
ザンボアンガ半島
丸太、製材、ベニヤ板、合板
GRDP: 3,979億ペソ

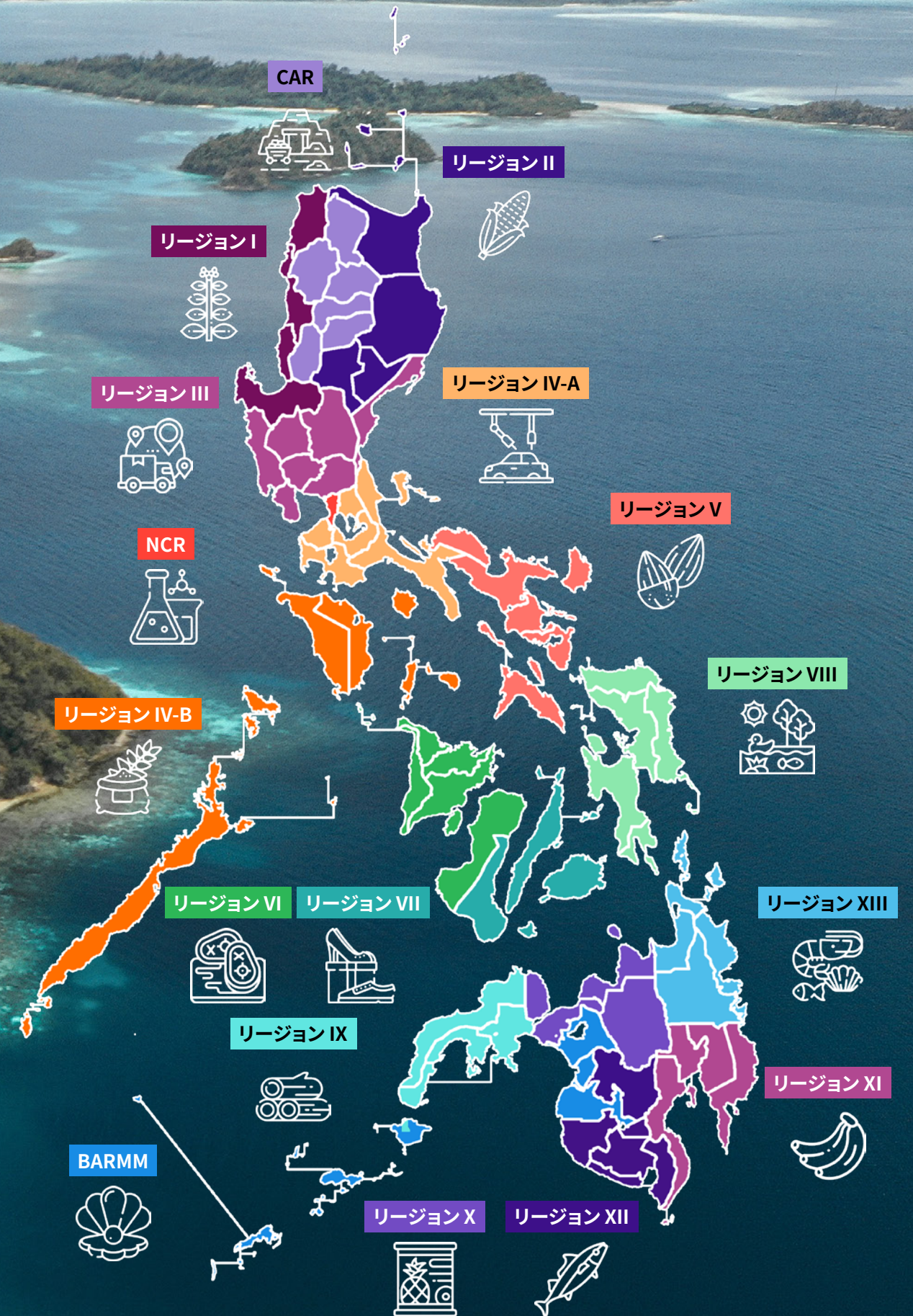
リージョン X
北部ミンダナオ地方
油脂化学品、パイナップル缶詰製品
GRDP: 8,729億ペソ

リージョン XI
ダバオ地方
バナナの一大生産地
GRDP: 8,820億ペソ

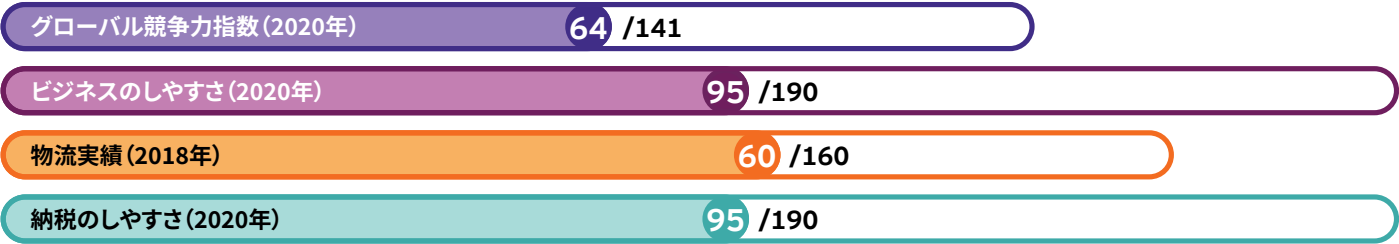
リージョン XII
SOCCSKSARGEN地方
マグロ、その他魚製品
GRDP: 4,725億ペソ

リージョン XIII
カラガ地方
海産物
GRDP: 3,056億ペソ

BARMM
ミンダナオ島バンサモロ自治区
魚製品、真珠、船舶
GRDP: 2,629億ペソ



競争力及び効率性の指標



経済サステナビリティに対するコミットメント

75%

気候変動に関するパリ協定に基づく2030年までの温室効果ガス排出削減に対するフィリピンのコミットメント

2020年

BSP (フィリピン中央銀行) が「サステナブルファイナンス・フレームワーク」を策定し、銀行に対してサステナビリティ原則を考慮した経営を義務付け

17

人類と地球の平和と繁栄のために現在から将来にわたって設計され、政府が国連と連携して達成を約束した持続可能な開発目標 (SDGs) の数

37/97

フィリピンのSDG目標は、2022年6月時点で測定可能な進捗ペースを保持している

60/155

フィリピンのSDG指標は、2022年6月時点で測定可能な進捗ペースを保持している

インフラ開発

合計415の経済特区
(2021年11月現在)



297
情報技術パーク



76
製造業経済特区



22
農産業経済特区



17
観光輸出企業



3
メディカル
ツーリズムパーク

出典: フィリピン経済区庁 (PEZA)

主要市場へのアクセス

東アジア経済圏のゲートウェイ



国際海運及び国際航空の岐路

主要輸出品目 (2022年12月現在)



56%
電子製品

- 5% その他鉱産物
- 5% その他製造品
- 3% 機械装置及び運搬具
- 3% 点火配線セット
- 2% ココナッツオイル
- 2% 化学品
- 2% 金属コンポーネント
- 2% 電子機器・部品
- 1% カソード及びカソード部品
- 19% その他

主要輸入品目 (2022年12月現在)



24%
電子製品



17%
鉱物燃料、潤滑油

- 8% 輸送機器
- 4% その他の食料品・生動物
- 4% 産業用機械・装置
- 4% シリアル及びシリアル調製品
- 3% 製造品
- 3% 通信機器
- 2% 鉄鋼
- 2% 鉱石・金属くず
- 29% その他

輸出先上位国 (2022年12月現在)

- 16% 米国
- 14% 日本
- 14% 中国
- 13% 香港
- 6% シンガポール
- 4% 韓国
- 4% タイ
- 4% 台湾
- 4% オランダ
- 3% ドイツ
- 18% その他

輸入元上位国 (2022年12月現在)

- 21% 中国
- 10% インドネシア
- 9% 日本
- 9% 韓国
- 6% シンガポール
- 6% 米国
- 6% 台湾
- 5% タイ
- 5% マレーシア
- 2% オーストラリア
- 21% その他

経済概況

東アジア太平洋地域で最もダイナミックな経済の一つであるフィリピンは、活発な労働市場、投資及び旺盛な海外送金に支えられています。ビジネスプロセスアウトソーシング、観光、金融・保険業、不動産などのサービスセクターが好調で、事業活動が活発化しています。世界金融危機（GFC）から新型コロナウイルス感染症のパンデミックまでの10年間の平均経済成長率は6.4%で、それ以前の10年間の平均4.5%を上回りました。

新型コロナウイルス感染症による危機の影響を受けた後、2021年には公共投資や外部環境の回復を背景に成長率は5.6%に拡大し、回復基調に入りました。高中所得国に仲間入りすることを視野に入れ、政府の経済責任者は議会と連携し、フィリピンを高成長軌道に戻すことを誓約しました。

2022年の経済成長率は7.6%と政府目標の6.5%～7.5%を超えて好調を維持し、2023年は外的ショックやインフレ率の高まりにより6.0%～7.0%程度と減速する見通しですが、その後は高成長軌道に戻ると予想されています。

また、2028年のフェルディナンド・マルコス Jr 大統領の任期終了までに、同国の貧困率を9.0%まで削減することも視野に入れています。マルコス政権は、包括的な成長を維持するために、GDPの5～6%に相当するインフラ計画を継続し、最近制定された構造改革（企業復興税優遇法（CREATE）、外国投資法、公共サービス法、小売り自由化法など）により、経済競争力を高める意向を示しています。2023年予算を期限内に通過させ、2023年～2028年のフィリピン開発計画（PDP）を早期に発表し、直近の開発課題に取り組む決意を効果的に発信しています。

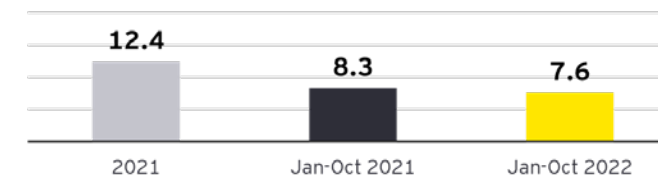
実質GDP成長率(%) 2015年～2022年



新型コロナウイルス感染症によるロックダウン前のフィリピンは、2020年までの過去5年間の平均成長率が6.58%と安定的に推移していました。しかし、新型コロナウイルス感染症発生の影響を強く受け、2020年のGDP成長率はASEAN最低のマイナス9.6%を記録しました。完全ロックダウンにより多くの雇用が失われ、2020年の失業率は10.3%と2019年の2倍となりました。主要3セクターのうち、最も縮小したのは

工業で13.1%の減少、サービス業は9.1%の減少、そして農業が0.2%の減少となりました。しかし、経済への厳しい影響にもかかわらず、フィリピンの2021年のGDP成長率は、7.6%を記録したシンガポールに次ぐASEAN地域2番目の5.6%となり、回復を果たしました。GDPの70%以上を占める個人消費を支える海外送金が増え続けていることが、この国の成長の原動力の一つとなっています。

FDI流入額(単位:10億米ドル)

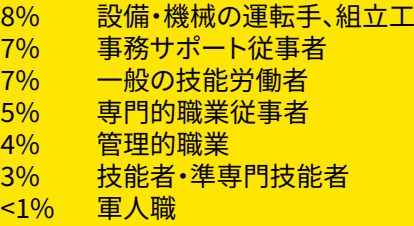
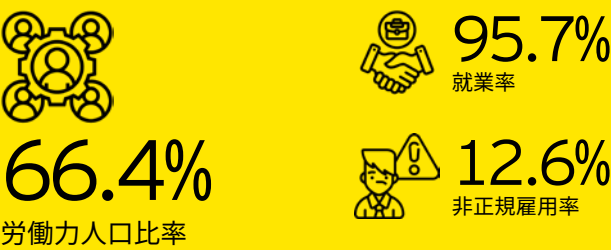


政府のインフラ整備計画やFDIが、投資の持続に寄与しています。新型コロナウイルス感染症の影響により2020年の投資流入は抑制されましたが、その後、2021年には回復しています。この年、海外直接投資（FDI）は124億米ドルとなり、過去最高を記録しました。中央銀行は、2022年のFDIは85億米ドルに達し、前回予想の110億米ドルを下回ると予測しています。環境・社会・企業統治（ESG）基準の遵守は、フィリピンがより多くの外国投資を誘致するのに役立つと考えられます。また、小売り自由化法、公共サービス法及び外国投資法の制定は、これまで外国人投資家に課せられていた制限の一部を緩和するため、FDI拡大の起爆剤となる可能性があります。

経済成長率の予測(2023年1月時点)

Agency		2023	2024
	開発予算調整委員会 (DBCC)	6.0% - 7.0%	6.5% - 8.0%
	アジア開発銀行 (ADB)	6.0%	None
	世界銀行	5.4%	5.9%
	国際通貨基金 (IMF)	5.0%	6.0%

労働力人口 (2022年12月現在)



消費者物価指数 (CPI) に基づく実質最低賃金 (2022年9月現在)

リージョン	非農業	農業	
		農園	非農園
NCR	500.44	467.95	467.95
CAR	325.06	325.06	325.06
リージョン I	315.67	277.54	266.44
リージョン II	336.98	315.92	315.92
リージョン III	378.15	352.94	339.50
リージョン IV-A	371.79	342.74	342.74
リージョン IV-B	292.66	292.66	292.66
リージョン V	284.18	284.18	284.18
リージョン VI	382.98	348.94	348.94
リージョン VII	383.94	375.11	375.11
リージョン VIII	300.43	274.68	274.68
リージョン IX	303.63	279.41	279.41
リージョン X	330.79	320.61	320.61
リージョン XI	360.34	356.12	356.12
リージョン XII	308.98	291.35	291.35
CARAGA	294.86	294.86	294.86
BARM	292.70	271.24	271.24

フィリピンの投資適格

格付投資情報センター (R&I)

BBB+

R&Iは、2022年4月時点のフィリピンの外貨建て発行体格付けをBBB+に据え置きました。

- 格付けの見通しは、以下により安定的である：
 - 対外債務への依存度が低い
 - 堅調な海外直接投資
 - 安定した銀行セクター
- R&Iは、新政権の政策、特に重要なインフラプロジェクトや構造改革について引き続き監視する
- R&Iは、2022年の財政赤字を7.7%、債務比率をGDPの60%をやや上回ると予想する

フィッチレーティングス

BBB

フィッチレーティングスは、フィリピンの長期外貨建て発行体デフォルト格付けをBBBとし、見通しは悲観的であるとしました。

- 格付けの見通しは、以下により悲観的である：
 - フィリピンの中期的な成長見通し
 - 財政調整
 - 金利上昇、世界的な需要減退、コモディティ価格上昇などの外部要因による影響



産業

ビジネスプロセスアウトソーシング (BPO)

- BPOは、国内最大の急成長を遂げている産業です。新型コロナウイルス感染症前の収益成長率は、平均5〜10%でした。2020年は1.4〜1.8%の成長にとどまりましたが、すでに年率8%〜10%の成長ペースに回復しています。
- 従業員数の増加に牽引され、2022年6月時点でBPOセクターはすでに収益2,910万米ドル、常勤従業員数143万人という目標を達成しています。
- BPOセクターは、情報通信技術省 (DICT) のデジタルシティ2025プログラムの一部として、マニラ首都圏以外の地域での地方開発を促進する原動力として位置付けられており、すでに25のデジタルシティが特定されています。

観光

- 2020年以前は、フィリピンのGDPに占める観光産業の割合は11.7%、2019年には12.7%と大きな割合を占めていました。新型コロナウイルス感染症によるロックダウン時の渡航制限により、その割合は5.4%に急落し、100万人以上の雇用が失われました。
- 国連世界観光機関では、2024年には観光業が回復すると予想しています。
- 観光セクターの復興を促進するため、政府は103億ペソを観光対応及び回復計画 (TRRP) に割り当て、観光産業の雇用と労働者、観光客及びコミュニティの安全を守り、観光企業の復興、市場の信頼回復、観光客の回復に努めています。

再生可能エネルギー

- フィリピンでは、発電システムの一部として、再生可能エネルギーの導入が進んでいます。
- この開発をリードするため、2008年に「国家再生可能エネルギープログラム」が制定されました。このプログラムには、2015年、2020年、2025年、2030年の再生可能エネルギー源ごとの目標発電量と、2030年までに総発電量の35%、2040年までに総発電量の50%を再生可能エネルギー源に移行させるという主要目標が盛り込まれています。
- フィリピン特有の地形から、水力発電の比重が高く、計画されている発電量の増加の54.6%を占めています。

ヘルスケア

- フィリピン国家統計局 (PSA) によると、ヘルスケアセクターはフィリピンのGDPの年間約2%を占めています。パンデミック前の成長率は6〜7%でしたが、2020年の成長率はマイナス5%と、大きく落ち込みました。ヘルスケア産業の60%は、民間セクターが支えています。2020年には民間医療サービスが16%減少し、公的医療が45%増加しました。
- フィリピンの医療提供能力を向上させ、未曾有の事態や健康上の緊急事態に対応するため、「フィリピン医療施設開発計画」が改訂されました。このプログラムには、2023年に230億ペソ以上の予算が割り当てられています。

製造

- 製造セクターは、フィリピンのGDPの約20%に寄与しています。2019年は約769億2,000万米ドルでしたが、2020年には9.8%減の694億米ドルにまで落ち込みました。移動規制が大きく影響しましたが、2021年にその規制が緩和されると、2021年は8.8%の成長率を記録しました。
- 復興に向け、2022年には10%の成長率が見込まれています。製造業の雇用者数は、2022年4月時点ですでにパンデミック前の365万人を超え、366万人に達しています。
- 電気自動車産業促進法、外国投資法、戦略的投資優先計画など、製造業に優遇措置を与えることに重点を置いた政策が多く制定されています。

建設

- 2016年にドゥテルテが大統領に就任し、「ビルド・ビルド・ビルド (BBB)」計画を開始して以来、建設業界の年平均成長率 (CAGR) は2016年から2019年にかけて10.5%となりました。新型コロナウイルス感染症の状況により、2020年には23.2%のマイナスとなりましたが、2021年には2018年の水準まで回復しています。
- 2021年12月、ドゥテルテ大統領は、1,020億米ドルの国家予算のうち、240億米ドルをBBBプロジェクトのみに割り当てる予算を承認しました。
- ボンボン・マルコス大統領は、「ビルド・ベター・モア」プログラムを通じて、前政権のインフラプロジェクトの多くを継続し、建設業界は2023年から2026年にかけて年平均7.5%の成長が見込まれています。

農業

- 新型コロナウイルス感染症によるロックダウン前は、農業セクターの成長率は年平均1%程度で、フィリピンのGDPに占める割合は10%の約350億米ドルでした。2020年、2021年については、それぞれ0.2%、0.3%減少しています。
- 農業セクターの生産性を高めるため、ACPC (農業信用政策評議会) は「若い農業者のためのキャピタルアクセス」と「AgriNegosyo (ANYO) ローンプログラム」という2つのプログラムを立ち上げました。両プログラムは、農業関連プロジェクトの資金需要に対応するための融資を目的としています。

鉱業

- フィリピンの鉱業の規模は小さく、GDPへの貢献度は0.7%程度です。パンデミック時には、1.13%の成長率を記録しました。
- ロドリゴ・ドゥテルテ大統領は、より多くの雇用を創出し、政府によるビルド・ビルド・ビルドプロジェクトを支援するため、露天採掘の一時停止措置を修正しました。2021年、鉱業はGDPの1,850億ペソを占めました。

IT・金融

- 2018年、オンラインによる取引量は、全体の10.0%に過ぎませんでした。しかし、パンデミックが始まり、ロックダウンを複数回実施した2020年には、取引量全体の20.1%、合計9億1千万取引に増加しました。
- BSPは、フィリピンのキャッシュライト経済への移行を推進しています。2023年までにデジタル決済の割合を全小売取引の50%に引き上げ、フィリピンの成人の金融包摂を70%まで増加させることを目標に掲げることを発表しました。

税制

フィリピン憲法は、課税規則は均一かつ公平でなければならず、議会は累進課税制度を進化させなければならない、と定めています。1997年税制改革法(共和国法第8424号)は、税務行政を含むフィリピン内国歳入システムの合理化により、持続可能な経済成長を促進するために制定されました。

包括的税制改革

フィリピン政府は、税制の効率化を図り、巨額の投資目標の支援に必要な資金を調達するため、2017年から4～5年の期間をかけて実施する包括的税制改革プランを展開しました。

税制改革パッケージ第1弾は、TRAIN法(Tax Reform for Acceleration and Inclusion)(共和国法第10963号)により制定されました。TRAIN法は2018年1月1日から施行され、個人所得税、相続税及び贈与税の改正を中心に、付加価値税(VAT)及び物品税が拡大されました。そして、税制改革パッケージ第2弾であるCREATE法(共和国法第11534号)と呼ばれる企業復興税優遇法が、2021年4月11日から施行されました。CREATE法による改正は、法人税等の調整、登録企業への財政インセンティブの合理化などが中心となっています。

法人所得税		
企業の種類	通常法人所得税(RCIT)	最低法人所得税(MCIT)
 国内	課税所得の20% 又は25%	総所得の1% (2023年6月30日まで適用)
 居住外国人	課税所得の25%	総所得の2% (2023年7月1日より適用)
 非居住外国人	総所得の25%	⊗

¹ 総資産(土地を除く) < 1億ペソかつ課税所得 < 5百万ペソ

特定企業に対する所得税の特別税率

私立教育機関及び非営利病院



課税所得の1%
(2023年6月30日まで適用)

課税所得の10%
(2023年7月1日より適用)

国際運送業者



フィリピン総請求額
(Gross Philippine
Billings) に対して2.5%
の最終税*

* 本国がフィリピンの運送業者に対して同様の免税措置を講じている場合を除く

多国籍企業の地域本部(RAHQ)



免除

多国籍企業の地域事業本部(ROHQ)



課税所得の25%

支店*の利益送金税



15%
* フィリピン国内の外国企業の支店
(PEZAに登録された活動を除く)

付加給付税



グロスアップ金額の35%

その他の所得税

外国法人が拡大外国通貨預金制度に基づき預金取扱金融機関から受け取る利子所得



利子所得の15%

法人間配当金



免除



免除

最低保有株式数、保有期間及び再投資の条件あり

内国法人の株式の売却又は交換により実現した純キャピタルゲイン



15%の最終税

取引所を通じて売却又は処分された株式



総売却価格又は総金銭価値
の1%の10分の6

不当留保金課税(IAET)の賦課廃止

非居住外国法人に対する課税

フィリピン国内源泉所得



総所得の25%

法人が居住する国において配当金に係る所得税が課されない、又は税額控除が認められている場合の当該配当金の受取額



15%

その他の税率



四半期総売上
高/総受取額
の1%
(2023年6月30日まで適用)

四半期総売上
高/総受取額
の3%
(2023年7月1日より適用)

財産の非課税交換

合併又は統合

組織再編

資本再構成
(Recapitalization)

支配又は支配の強化

再法人化
(Reincorporation)

譲渡人が、単独又は4人以下の他者と共同して財産を株式と交換し、集団で譲受人の支配を獲得又は維持する場合

組織再編 (Reorganization) に基づき交換損益を認識しない場合

内国歳入庁 (BIR) の事前確認又はルーリングは不要となった

総所得の控除

教育費

労働教育費の150%控除（一定の条件あり）

金利裁定

適用されるRCITが25%の場合、20%の金利控除

適用されるRCITが20%の場合、0%の金利控除

個人所得税

居住国民、非居住国民、居住外国人、貿易又は事業に従事する非居住外国人

25万ペソを超える課税所得の15%～35%

貿易又は事業に従事していない非居住外国人

総所得の25%

居住国民及び居住外国人に対する追加免除

13ヶ月給与及びその他同様の受取給付に対して最大9万ペソ

源泉徴収制度

控除対象源泉徴収税 (CWT)

居住者から他の居住者への特定の所得の支払いには、一定の源泉徴収税率が適用されます。源泉徴収された税金は、所得税額から控除することができます。

給与に係る源泉徴収税

純粋に報酬所得を受け取る個人から源泉徴収される税金です。雇用主は、従業員に支払う給与・賃金から源泉徴収することが義務付けられています。

最終源泉徴収税 (FWT)

FWT制度では、源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税額が、当該所得に対する受取人の所得税の全額かつ最終的な支払いとなります。

付加価値税 (VAT)

12% VAT

物品・サービスの販売、不動産のリース、及び物品の輸入など

0% VAT

法令に定められる一定の取引（輸出販売など）

VAT-免税

法令に定められる一定の取引

その他の関税・税金

物品税

物品税は、フィリピン国内で販売又は消費される、或いはその他の処分のために製造又は生産された一定の物品に課されます。また、一定の輸入物品には、VATと関税に加え、物品税が課されます。

関税

フィリピンに輸入される物品には、一般的に関税が課されます (12% VATと一定の物品に対する物品税とは別途)。一定の輸入物品については、関税の賦課が免除されます。

印紙税 (DST)

DSTは、文書、証書、ローン契約、リース契約、株式、債券、抵当権、保険契約書類、及びそれらに付随する債務、権利又は財産の受諾、譲渡、販売及び移転に対する物品税です。DSTは、文書の作成者、署名者、発行者、受理者又は譲渡者に課されます。

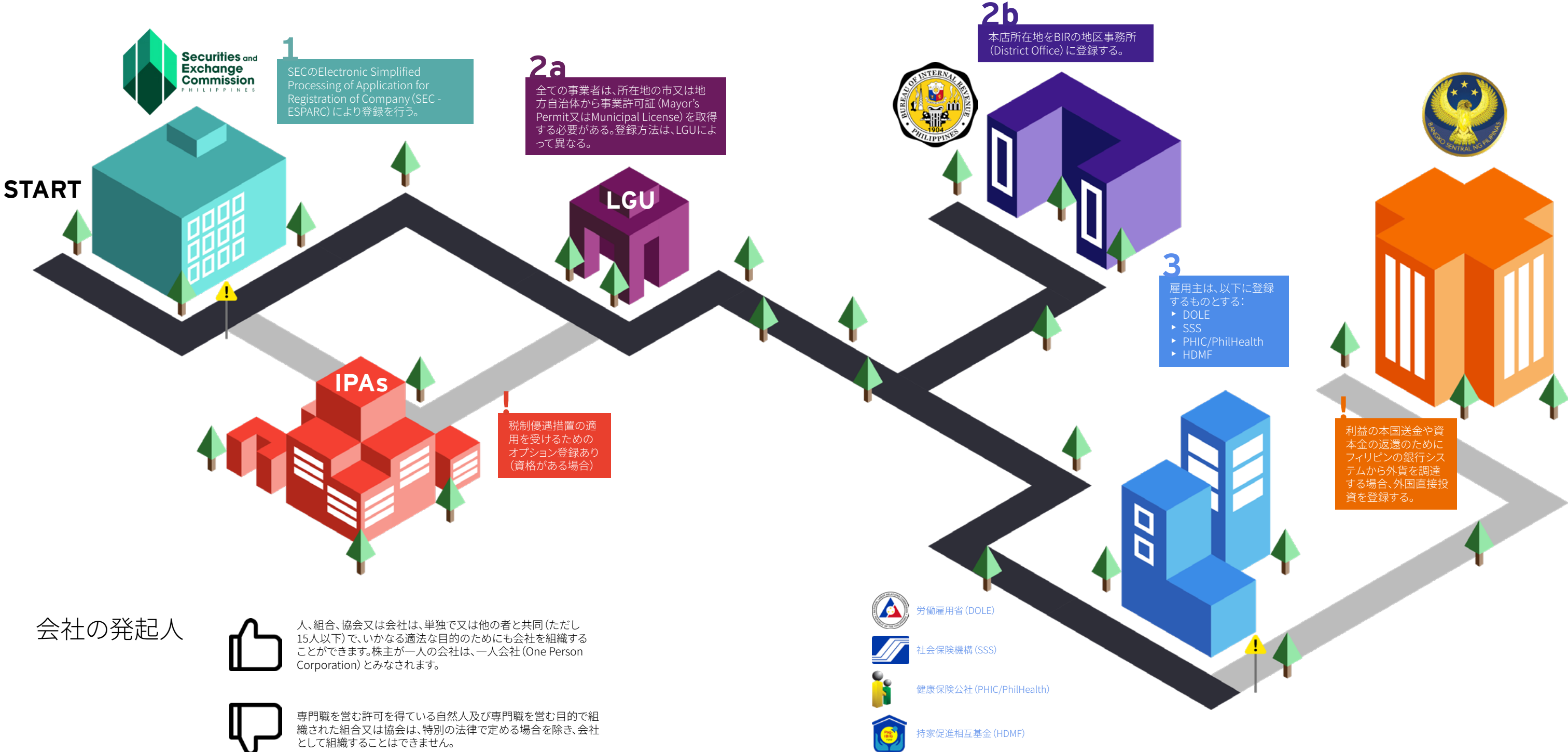
地方税

地方自治体 (LGU) には、法律で明確に除外されていない限り、その管轄区域内で行われる一定の活動及び事業に対して課税する権限が与えられています。また、移転税と同様に、不動産に対して毎年従価税を課す権限も有します。



フィリピンでのビジネスの立ち上げ

2018年の事業円滑化法（共和国法第11032号）は、「お役所仕事排除局（ARTA）」を設立し、お役所仕事の削減とプロセスの合理化により、政府サービスの手続をより効率化することで、フィリピンでのビジネス立ち上げに貢献しています。ビジネスを立ち上げるための前提条件は、事業体の種類や所在地によって異なります。また、証券取引委員会（SEC）、貿易産業省（DTI）、内国歳入庁（BIR）及び地方公共団体（該当する場合）への登録が必要となります。また、企業が優遇措置の対象となるには、フィリピン経済区庁（PEZA）や投資委員会（BOI）など、優遇措置を推進する機関への登録が必要です。



フィリピン 入国管理

フィリピンは、その有利な地理的条件と強固な社会経済的取り組みにより、世界で最も急速に経済が成長している国の一つに数えられています。さらに、さまざまなビジネスにおいて、海外からの投資機会も数多く存在します。地域の重要な投資拠点であることから、17万7千人以上の外国人が移住し、国内に強固なグローバルコミュニティを育んでいます。

フィリピンへの入国

一般的に、フィリピンへの訪問者は、観光客として30日間の滞在が許可されます。フィリピンへの渡航には、出発予定日から6ヶ月以上有効なパスポートと、復路又は他国への出国航空券が必要です。フィリピンへの渡航者の国籍により、ビザの要件が異なります。

フィリピンでの就労

外国人は、就労期間とフィリピンでの経済活動に応じて、特別就労許可 (SWP) 又は就労ビザを取得する必要があります。SWP又は就労ビザのいずれかに該当する場合、外国人が配属又は雇用される現地の企業の支援を受ける必要があります。SWPは、外国人の就労期間が6ヶ月を超えない場合に適用されます。外国人が6ヶ月以上フィリピンに滞在する場合は、就労ビザが必要です。特別に除外又は免除されない限り、さらに労働雇用省 (DOLE) から外国人雇用許可 (AEP) を取得する必要があります。AEPは、労働市場調査 (一般紙への求人情報の掲載) の結果、フィリピン国内に当該労働又はサービスを行う能力、意思及び能力を持つ者がいないと判断された場合に付与されます。外国人は、さまざまな種類の就労ビザを取得することができます。取得すべき就労ビザの種類は、現地の企業の大株主の国籍に関する外国人の国籍、外国人が雇用される事業体の種類、企業の所在地など、いくつかの要素によって決まります。申請する就労ビザの種類、書類要件、ビザの手続などが正確かどうかは、入国管理サービスプロバイダーにお問い合わせください。

その他

家族は、帯同家族又は家族に含まれる者として、家族滞在ビザを申請することができます。外国人申請者とフィリピンの企業の双方が、外国人の雇用及び採用に関連する規則を遵守することを保証しなければなりません。入国管理法及び関連する労働法に違反した場合、企業及び外国人双方に対する金銭的罰則、国外追放手続、投獄、及び／又は入国管理局の警戒リストやブラックリストへの掲載などの処分を受ける可能性があります。

出典: 労働雇用省入国管理局

投資政策と 優遇措置

フィリピンの法規制は、全ての投資家及び企業に対して、以下のような基本的権利を保障しています：

- ▶ 正当な補償のない収用の回避
- ▶ 金融当局であるフィリピン中央銀行 (Bangko Sentral ng Pilipinas) のガイドラインの範囲内で利益、キャピタルゲイン及び配当を送金する権利
- ▶ 投資の清算による収益を本国に送金する権利
- ▶ 外国債務の元利払いに必要な外国為替を行う権利

フィリピンでは、投資に関するさまざまな法律が定められています。さまざまな投資促進機関から与えられる財政インセンティブを合理化するため、最近CREATE法が制定されました。



投資前



ステップ1

計画しているプロジェクトがフィリピンの戦略的投資優先計画 (SIPP) に含まれているかどうか、外国投資ネガティブリスト (FINL) に含まれているかどうかの確認

- ▶ ロジスティクスとサプライチェーンの統合を考慮した戦略的拠点の特定
- ▶ インセンティブとロケーションを最大化する優先産業の検討



ステップ2

税制優遇措置の最適化の検討 (例: 法人税免除 (Income Tax Holiday _ITH) +5%特別税率 (Special Corporate Income Tax _SCIT) vs. 追加控除又は非登録事業者 (RBE)だが現地の税制優遇措置がある場合はその利用)

適格企業

一般資格

1. SIPPに含まれるプロジェクト/活動への従事
2. 目標業績指標の充足
3. 適切な会計システムの導入
4. 電子レシート・電子販売要件への準拠
5. 実質的所有者及び関連当事者に関する年次報告書の提出



財政インセンティブ



法人所得税



関税

資本設備、原材料、スเปアパーツ及び付属品については免除 (条件あり)



付加価値税 (VAT)

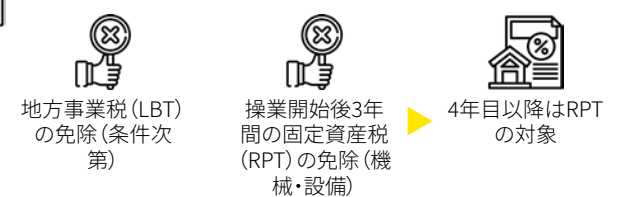
販売



購入及び輸入*



地方税



非財政インセンティブ



外国人投資家及びその扶養親族向けの複数回入国特権を持つ特別非移民ビザ



外国人の雇用



最長75年の長期土地リース



外国人の雇用



通関手続の簡素化



委託設備の輸入

2022年戦略的投資優先計画 (SIPP)

一般的なガイドライン

1.

いずれも2020年投資優先計画ガイドライン改訂版で規定された登録資格を満たすこと
2.

プロジェクトがティア2とティア3に該当するためには、ティア1の全ての資格に適合していること



ティア区分は、財政インセンティブ審査委員会 (FIRB) 又は投資促進機関 (IPA) により決定されます。

投資促進機関 (IPA)



ティア1

- ▶ 雇用創出の可能性が高い活動

▶ 基本的な財及びサービスが十分に提供されていない市場の失敗があるセクターでの活動

▶ イノベーション、アップグレード又はバリューチェーンの移行による価値創出の創出
- ▶ 産業の発展に不可欠なセクターへの支援の提供

▶ 潜在的な比較優位性がある新興事業



新型コロナウイルス感染症対策に関連する全ての適格活動



密集した都市部以外での雇用機会を創出する活動



全ての適格製造活動（農産物加工を含む）



農業、漁業及び林業



環境又は気候変動関連プロジェクト



エネルギー



戦略的サービス



ヘルスケア及び災害リスク軽減管理サービス



集合住宅



インフラ及びロジスティクス（地方地自体が行う官民パートナーシップを含む）



イノベーションの原動力



包括的ビジネスモデル



輸出製品の生産・製造、輸出企業を支援するサービス輸出活動

輸出活動に関する具体的なガイドラインの改正：

物流サービス
▶ 倉庫業
▶ 在庫管理
▶ 商品の輸送

経済特区の開発及び運営



インセンティブ目的で投資優先計画に含めることが義務付けられている以下の活動を対象とする：

- 産業用樹木農園
- 鉱業
- 書籍の出版又は印刷
- 石油製品の精製・貯蔵・物流
- 再生可能エネルギー
- 観光
- エネルギー効率と省エネルギー
- 障害者の社会復帰・自己開発・自立支援

ティア2

- ▶ 消耗品、部品及びコンポーネント生産活動

▶ 国産ではないが産業の発展に不可欠な仲介サービス

▶ 原油精製など輸入代替活動





グリーンエコシステム
統合的な廃棄物管理・処分・リサイクルの登録には、環境天然資源省 (DENR) の承認が必要



健康関連活動
ワクチン自立支援プログラム、その他の支援プログラム
保健省 (DOH)、科学技術省 (DOST)、その他類似の機関からの支援があること



防衛関連活動
国防省 (DND)、フィリピン国軍 (AFP)、国家安全保障会議 (NSC) が承認する活動



産業バリューチェーン・ギャップ
鉄鋼、繊維、化学、グリーンメタル加工のギャップに対処する活動



食料安全保障関連活動
国連食糧農業機関 (UN-FAO) の食糧安全保障の次元に基づく基準に準拠したプロジェクトが登録の対象となる

ティア3

▶ 活動には、明らかに重要な付加価値、生産性の向上、効率の改善、科学・健康における躍進、高賃金雇用をもたらす研究開発が含まれるものとする

▶ フィリピンで登録又は許可された新しい知識及び知的財産の創出

▶ 登録事業者 (RBE) が所有又は共有する特許、工業意匠、著作権、実用新案の商品化

▶ 高度な技術を要する製造

▶ 経済の構造改革に不可欠であり、重要なキャッチアップを必要とするもの



第4次産業革命の先進デジタル生産技術を採用した研究開発活動：

- ▶ ロボット工学
- ▶ 人工知能 (AI)
- ▶ 積層造形技術
- ▶ データ解析
- ▶ デジタル変換技術
- ▶ ナノテクノロジー、バイオテクノロジー
- ▶ 新しいハイブリッド種子の生産・採用



高度な技術を要する革新的製品・サービスの製造及び生産

- ▶ 装置、部品の製造、サービスの製造
- ▶ 知的財産及び研究開発製品・サービスの商業化
- ▶ 航空宇宙
- ▶ 医療機器（個人防護装置を除く）
- ▶ IoT機器・システム
- ▶ フルスケールウェハ製造
- ▶ 先端材料



イノベーション支援施設の設立

- ・研究開発ハブ
- ・センター・オブ・エクセレンス
- ・科学技術パーク
- ・イノベーション・インキュベーション・センター
- ・技術系スタートアップ、スタートアップ支援施設
- ・インキュベーター、アクセラレーター
- ・宇宙関連インフラ

ティア3の具体的なガイドライン

1.

登録申請には、科学技術省 (DOST)、貿易産業省 (DTI) の競争・革新グループ、又は投資委員会 (BOI) が指定するその他の機関の承認が必要

2.

宇宙関連インフラについては、申請書にフィリピン宇宙庁の承認が必要

21 | フィリピン投資の概要

フィリピン投資の概要 | 22

再生可能エネルギー (RE) 法

* 要件及び条件の対象

法人税の免除(ITH)*

商業運転開始後7年間

法人税10%*

法人税の免除(ITH)適用後の純課税所得に対して

繰越欠損金 (NOLCO) *

商業運転開始後3年間の総所得からの控除

加速度償却

定率法又は級数法のいずれかによる

VAT0%*

再生可能エネルギー源から生成された燃料、電力の販売、及び工場設備の開発・建設・設置に必要な物品・不動産・サービスの現地調達の購入に対して

司法省は、太陽光、風力、水力、海洋・潮流エネルギーの探査、開発、利用は、フィリピン憲法第12条第2項に基づく外国資本40%制限の対象とはならないとする2022年意見書第23号を発行しました。その後、財務省からCircular No.DC2022 11-0034が発行され、再生可能エネルギー (RE) 法の施行規則が改訂されました。

外国投資法 (FIA)

1991年に制定された外国投資法により、フィリピンへの外国投資の参入が自由化されました。

フィリピン国籍者の定義

以下に定義されるフィリピン国籍者のみが利用可能な投資分野があります：

- フィリピン居住国民
- フィリピン居住国民が100%出資する内国組合又は協会
- フィリピンの法律に基づいて組織され、フィリピン居住国民が発行済み資本金及び議決権の60%以上を有する会社
- フィリピン居住国民が100%出資する外国企業
- 年金又はその他の従業員退職・離職給付のための基金であって、受託者がフィリピン国籍であり、基金の少なくとも60%がフィリピン国籍者の利益のために発生する基金の受託者

関税免除*

機械設備及びその材料・部品の輸入について、認証発行後10年間

現金奨励金*

発電量に応じて

課税免除*

炭素排出権の売却益の全額

不動産税の特別税率*

不動産施設のために実際かつ排他的に使用される土木工事、設備、機械、及びその他の改良

税額控除*

設備機械の設置に関連する国内資本設備及びサービスに対して、輸入した場合に支払うはずだったVATと関税の100%に相当する税額

改正点



省庁間投資促進調整委員会 (IPCC) の創設



投資の停止、禁止又は制限に関する大統領権限



零細企業、小企業及びその他企業における外国人持株規制の緩和

10万米ドル

以下のいずれかに該当する国内市場の零細・小規模企業における最低払込資本金：

- 科学技術省による先進技術の導入
- スタートアップ又はスタートアップ支援施設として承認
- 直接雇用のフィリピン人従業員15名以上

20万米ドル

国内市場の零細・小規模企業における最低払込資本金 (上記以外の場合)

第12次外国投資ネガティブリスト

外国企業は、制限を受けることを前提に、基本的にフィリピンでの事業活動が認められています。

外資保有不可 (リストA)



レコーディング及びインターネット事業を除くマスメディア



払込資本金2,500万ペソ未満の小売企業



私立探偵・監視人・警備員事務所の組織・運営



群島水域、領海、排他的経済水域における海洋資源の利用



核兵器の製造、修理、備蓄及び／又は流通



爆竹及びその他の火工品の製造



法が特に定めた場合に所定の条件に従って行う場合を除く、専門職の実践



協同組合



小規模鉱山



コックピットの所有・運用・管理



生物・化学・放射線兵器の製造、修理、備蓄及び／又は流通

外国人持株比率上限40% (リストA)



インフラプロジェクトの調達



土地の所有



教育機関 (宗教法人等のために設立されたものを除く)



政府系企業への材料、商品及びコモディティの供給に関する契約



マンション住戸の所有



天然資源の探査・開発・利用



公益事業の運営



米及びトウモロコシの栽培、生産、精米、加工、小売を除く取引



深海商業漁船の運航



民間無線通信網

外国人持株比率上限40% (リストB)



フィリピン国家警察の許可を要する製品及び／又は原料の製造、修理、保管及び／又は流通



サウナ、スチームバス



払込資本金額20万米ドル未満の国内市場向け零細・小規模企業



危険薬物の製造・流通



全ての形態のギャンブル (フィリピン娯楽賭博公社との投資協定でカバーされているものを除く)



以下の国内市場向け零細・小規模企業：(1) 科学技術省が定める先端技術を伴うもの、(2) 主管庁 (貿易産業省、情報通信技術省、科学技術省など) からスタートアップ又はスタートアップ支援施設として承認されているもの、(3) 直接雇用従業員の過半数がフィリピン人であること、など

公共サービス法

公共サービス法では、国の成長と発展の原動力として、民間セクターの役割を認めています。この法律は、全ての人に組織的で信頼できる安価な基本サービスを提供することを目的として、民間セクターにさらなる投資を促します。公共サービス法は、公共事業や重要インフラを含む公共サービスに焦点を当てています。

改正点



公益事業に分類される産業

公益事業とは、以下のいずれかを公共の用に供するために運営、管理又は支配する公共サービスをいいます：

- ▶ 電力流通
- ▶ 送電
- ▶ 石油・石油製品パイプライン輸送システム
- ▶ 上水道パイプライン配水システム及び排水パイプラインシステム(下水道パイプラインシステムを含む)
- ▶ 海港
- ▶ 公益事業用車両 (PUV) *

*PUV:有料で旅客や国内貨物を輸送し、一般消費者にサービスを提供する内燃機関を搭載した車両。交通ネットワーク企業と認定され、運行されている交通車両は、PUVとみなさない。



重要インフラ

外国人は、相互主義を定めている国の者でない限り、重要インフラの運用・管理に携わる事業体の資本の50%以上を所有することはできません。



外国政府又は外国国有企業によって支配され、又はそのために行動する企業

外国政府／外国国有企業は、公益事業又は重要インフラに分類される公共サービスの資本を保有することはできません。

公益事業又は重要インフラでない場合は外国規制はありませんが、FIAの議論をご参照ください。

小売り自由化法

2000年に制定された小売り自由化法は、フィリピンの小売業の自由化、国内外の投資家による構造的かつ競争力のある小売業部門の構築の奨励、及び品質・多様性・価格においてより良い商品及びサービスを通じて現地の消費者を活性化することを目的としています。

改正点



最低払込資本金2,500万ペソ



相互主義要件



1店舗以上の実店舗を持つ外国人小売業者の1店舗あたりの最低投資額1,000万ペソ



外国人小売業者はフィリピンにおいて常に最低払込資本金を維持する必要あり

投資家リース法

共和国法第7652号では、外国人投資家がフィリピンの商業用地を最長75年間リースすることが認められています。

BOT法 (Build Operate and Transfer: BOT)

BOT法は、インフラ開発プロジェクトや、通常は政府が主導するサービスの提供に民間セクターが参加するための政策及び規制の枠組みを明文化しています。

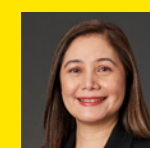


より詳細な情報が必要な方は、
以下の連絡先までお問い合わせ
ください。



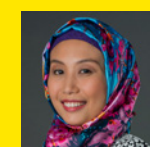
Wilson P. Tan

チェアマン・カンントリーマネージングパートナー
wilson.p.tan@ph.ey.com
(632) 8894 8127



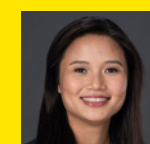
Maria Vivian C. Ruiz

バイスチェア・デプティーマネージングパートナー
maria.vivian.g.cruz-ruiz@ph.ey.com
(632) 8894 8170



Marie Stephanie C. Tan-Hamed

ストラテジー・アンド・トランザクション・パートナー
marie.stephanie.c.tan-hamed@ph.ey.com
(632) 8894 8147



Cheryl Edeline C. Ong

ビジネス税務サービス・パートナー
cheryl.edeline.c.ong@ph.ey.com
(632) 8962 1593



Fidela T. Isip-Reyes

PAS - 入国管理・ITTSリーダー
fidela.t.isip-reyes@ph.ey.com
(632) 8894 8204

SGV | より良い社会の構築

SGVは、フィリピンを代表するフィリピン最大のプロフェッショナル・サービス・ファームです。私たちは、全ての活動において、リーダーを育成し、より良いフィリピンのためにビジネスを可能にします。このパーパスは、ポジティブな変化と包括的な成長を促進する、私たちの意欲的な存在理由です。

私たちの洞察力と質の高いサービスは、ビジネスと経済を活性化させると同時に、人を育て、コミュニティを強化することに貢献しています。SGVのチームは、アシュアランス、税務、ストラテジー&トランザクション及びコンサルティングの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) を行うことで、新たな解決策を導きます。

SGV & Co.は、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームです。EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EYの存在意義は、より良い社会の構築を目指すことにあります。クライアント、人々、そして社会のために長期的な価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により、アシュアランスを通じて信頼を提供し、クライアントの成長、変革及び事業を支援します。

EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com/phをご覧ください。

© 2023 SyCip Gorres Velayo & Co.
All Rights Reserved.
APAC No. 10001081
ED なし

#SGVforABetterPhilippines

本文書は、要約形式の情報であり、一般的な指標の提供のみを目的としています。詳細な調査や専門的な判断の代用となるものではありません。SGV & Co.及びその他の世界的なEY組織のいかなる一員も、本書のいずれかの資料を利用したことにより起こした行動、又はその差し控えによって被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的な問題については、適切なアドバイザーにご相談ください。

本文書は、2022年12月時点の情報に基づいて作成されています。